

8 修理第818号

動物用医療機器修理業許可証

氏名又は
名 称 株式会社ダイロメディカル

事業所の
所 在 地 岐阜県岐阜市金園町10丁目24番地

事業所の
名 称 株式会社ダイロメディカル

修理区分 動物用医薬品等取締規則第136条第2号の区分

許 可 の
有効期間 令和8年7月27日から
令和13年7月26日まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の2第1項の規定により許可を受けた動物用医療機器の修理業者であることを証する。

令和8年6月23日

農林水産大臣 鈴木 憲和